愛媛県内の状況

【R3.5.22 9時現在】

<封じ込め・終了事例>

事 例	公表日	検査数	陰 性	陽 性	変異株陽 性	関係者 調査	PCR 検査	健康 観察
対処事例①:690事例 ※193、252、262、335、 336、341、358、373、 501、529、595、654、 660、667、675、691:欠番		17,089	15,043	2,046				
松山市保健所: 2事例 (710、720事例目)		25	18	7				
西条保健所:1事例 (719事例目)		1	0	1				
今治保健所:3事例 (698、716、728事例目)		20	14	6				

<囲い込み事例>

対処事例②:59事例		2,013	1,801	212			0
712事例目 (八幡浜保健所)	5/6	(1) 13	(1) 11	2	+		0
721事例目 (松山市保健所)	5/7	(1) 18	(1) 13	5			0
730事例目 (松山市保健所)	5/9	(1) 41	(1) 40	1			0
755事例目 (松山市保健所)	5/12	(1) 81	(1) 78	3	+		0

<調査中事例>

対処事例③:8事例		20	11	9		0	0	0
★ 563事例目 【医療機関⑤·新居浜市】	4/16	(1) 217	165	(1) 52	+	0	0	0
337事例目【繁華街·松山市】	3/21	1,097	894	203	+	0	0	0
632事例目 【高齢者施設⑩·東温市】	4/23	462	418	44	+	0	0	0
653事例目 【飲食店·会食·今治市】	4/26	319	271	48		0	0	0

愛媛県内の状況

【R3.5.22 9時現在】

<調査中事例:続き>

	中争例: 枕さ〉 事例	公表日	検査数	陰 性	陽性	変異株陽 性	関係者 調査	PCR 検査	健康 観察
	784事例目 今治保健所)	5/19	(29) 45	(28) 40	(1) 5		0	0	0
	789事例目 西条保健所)	5/21	(3) 4	(2) 2	(1) 2		0	0	0
	791事例目 公山市保健所)	5/21	(6) 7	(3) 3	(3) 4	+	0	0	0
	792事例目 公山市保健所)	5/21	(5) 6	(2) 2	(3) 4	+	0	0	0
	769事例目 ^ニ 和島保健所)	5/15	(3) 24	(3) 19	5	+	0	0	0
	781事例目 中予保健所)	5/18	(17) 21	(17) 19	2	+	0	0	0
	786事例目 国中央保健所)	5/20	(3) 4	(3) 3	1		0	0	0
	787事例目 西条保健所)	5/21	(17) 31	(17) 30	1		0	0	0
	788事例目 今治保健所)	5/21	(15) 31	(15) 30	1		0	0	0
	790事例目 ≅和島保健所)	5/21	(2) 3	(2) 2	1		0	0	0
	793事例目 公山市保健所)	5/21	(1) 2	(1) 1	1		0	0	0
上記	PCR検査		(931) 29,708	(931) 29,708			l		_
以外	抗原検査		28,022	28,022					
	合 計		(1,037) 79,324	(1,028) 76,658	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		競研究所等 け医等の		7 件 2 件
	検査医療機関での根 日に1週間の合計を		前週 1日平均	320件					

【凡例】●:接触者特定済、検査完了、健康観察終了 〇:接触者特定中、検査中、 健康観察中

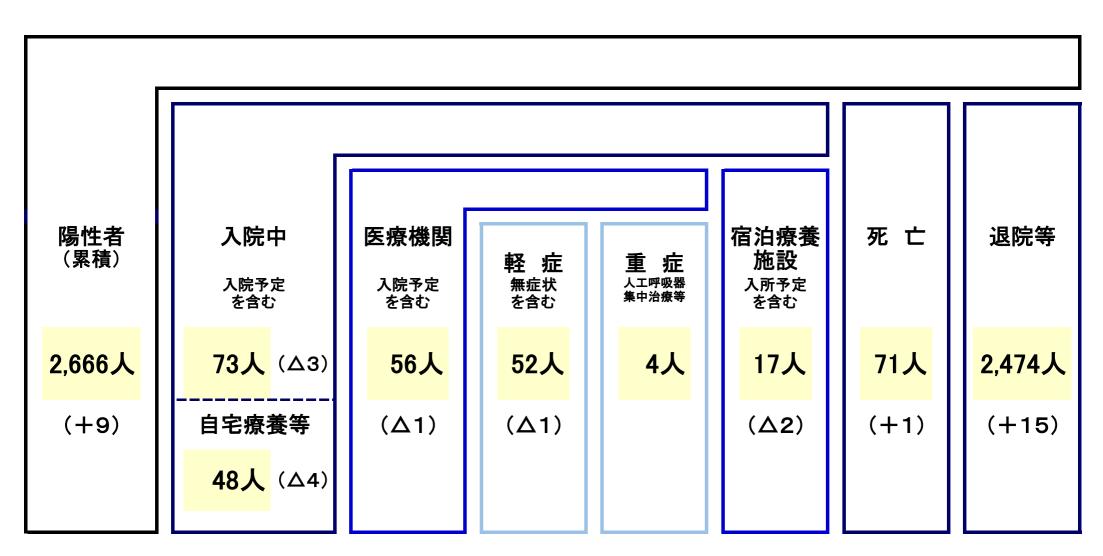
※上記の()内の検査数は、対応中の事例に関して昨日実施した検査並びに衛生環境研究所及び地域外来・検査センターで実施した検査の件数です。

	変異株PCR検査結果(県実施) ^{※1}				ゲノム解析結果(国実施)※2					【参 考】 変異株陽性
	検査数	変異株陰 性	変異株陽 性	判定不能 ※3	イギリス	南アフリカ	ブラジル	フィリピン	その他	事例数 (陽性者数計)
亦思姓拴杰	(14)	(5)	(9)							245事例(+3)
変異株検査	810	206	588	16	51	0	0	0	0	(事例合計1257人(+11))

- ※1 変異株PCR検査は、新型コロナウイルスの陽性が確認された方の中から抽出して実施しています。
- ※2 ゲノム解析結果には、国立感染症研究所による解析で特定の変異株の特徴がみられたが確定には至らなかった件数も 含まれます。
- ※3 「判定不能」は、ウイルス量が少ない等の理由により、変異株であるかどうか判定ができなかった件数を示しています。

県内における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について

令和3年5月22日 9時現在



検査実績(管轄保健所別)

【R3.3.31現在】

保健所	市町	管内人口 (R元.10.1)	検査件数	陰 性	陽性	陽性率
四国中央	四国中央市	83,630	1,631	1,566	65	4.0%
西条	新居浜市、西条市	221,412	3,276	3,234	42	1.3%
今 治	今治市、上島町	158,547	4,401	4,307	94	2.1%
中予	伊予市、東温市、久万高原町、 松前町、砥部町	127,763	3,105	3,023	82	2.6%
八幡浜	八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町	133,353	4,436	4,358	78	1.8%
宇和島	宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町	104,966	2,623	2,596	27	1.0%
松山市	松山市	509,139	21,878	20,871	1,007	4.6%
計		1,338,810	41,350	39,955	1,395	3.4%

一斉検査	実施時期	検査件数	陰 性	陽性	陽性率
繁華街臨時PCR検査センター	3/30~3/31	276	273	3	1.1%

※先月の月末時点の検査実績(管轄保健所別)については、毎月下旬頃に更新する予定です。

まん延防止等重点措置の適用解除後の要請内容

【警戒レベル】感染対策期を継続

【期間】令和3年5月23日(日)から5月31日(月)まで

〇要請内容の主な変更点

重点措置」適用期間(5/22まで)	感染対策期(5/23~5/31まで)
松山市との不要不急の往来自粛	<u>終了</u>
松山市内の <u>飲食店</u> に対する営業時間の短縮 要請(<u>20時まで</u>)	松山市内の <u>酒類を提供する飲食店</u> に対する 営業時間の短縮要請(<u>21時まで</u>) (法31条の6第1項→法第24条第9項)

〇適用条文の変更

要請内容(松山市内)	適用条文
時短要請に応じていない飲食店の利用自粛	法31条の6第2項→法第24条第9項
飲食店に対する感染対策の徹底	法31条の6第1項→協力依頼
カラオケ設備の利用自粛	法31条の6第2項→法第24条第9項
飲食店以外の施設への要請・協力依頼	法第24条第9項→協力依頼

【県民の皆さんへ】

要請内容(県下全域)

【特措法第24条第9項】

- ●営業時間の短縮要請に応じていない飲食店は利用しない <継続>※松山市内:適用条文変更
- ●不要不急の外出自粛(夜間だけでなく日中も含めて) <継続>
 - ・外出等は、原則、同居する家族のみで。回数も可能な限り減らす。
 - ・混雑する場、時間帯を避け、人との接触を可能な限り避ける。
 - ・感染防止対策(マスク、手指消毒、アクリル板、人と人との距離、換気など)がとられていない飲食店 は利用しない。
- ●松山市との不要不急の往来自粛

<終了>

●県外との不要不急の往来や出張自粛

<継続>

- ●路上、公園等における集団での飲酒の自粛
- ●会食の注意 <継続>
 - ・会食は4人以下で。
 - ・毎日顔を合わせ、感染リスクの高い行動のない人と。
 - ・席の間隔を十分空けて。
 - ・大声を出さない。羽目を外さない。
 - ・長時間の飲食は避ける(2時間以内)。
 - ・感染対策がとられたお店を利用する。

■会食に関する注意事項■

<継続>

- ①店側の感染対策ができていることを確認 《飲食店を選ぶ際のポイント》 座席の間隔の確保、従業員のマスク着用、消毒液の 設置、換気の徹底
- ②参加者の2週間以内の行動歴を確認 「深夜に及ぶ繁華街での飲食をはじめ5つの場面に 該当する感染リスクの高い行動」がないこと
- ③当日の体調不良者がいないことを確認
- ●感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意
- ●温泉やスポーツジム等の名称に関わらず、入浴設備等を備える施設の利用者は、 感染防止対策を実践(特に脱衣所や休憩室などに注意)

【事業者の皆さんへ(飲食店等)】

要請内容(県下全域)

【特措法第24条第9項】

●飲食店の営業時間の短縮要請 (施設の使用制限)

松山市内:対象施設及び要請内容の変更

※適用条文変更

《対象》

松山市以外:継続

食品衛生法の飲食店営業許可を受け、酒類を提供している飲食店 (屋内に常設の飲食スペースを設けている店舗。宅配・テイクアウトを除く)

《内容》

営業時間:午前5時から午後9時まで

酒類是烘時間:午前11時から午後8時30分まで

【協力依頼】

●その他

- <継続>※松山市内:法要請から協力依頼へ変更
- ・特措法施行令第5条の5各号に規定される措置(※)を講じること
- ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(アクリル板等の設置又は座席 の間隔の確保、換気の徹底など)を講じること
- ・手指消毒の呼びかけ
- ※「従業員への検査勧奨」、「入場者が密にならないような整理誘導」、 「発熱等有症状者の入場禁止」、「手指の消毒設備の設置」、「事業所の消毒」、 「入場者へマスクの着用等の徹底」、「マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の 入場禁止(すでに入場している者の退場も含む)」 など。